

習志野市農業委員会総会議事録

平成23年第10回習志野市農業委員会総会は平成23年10月20日（木）JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時より

1. 委員の出欠席 18名中 16名出席 欠席 1名

※16番は欠番

委員氏名（網かけは欠席委員）

1 番 村山 龍平	2 番 三代川 正夫	3 番 中台 孝政
4 番 木村 静子	5 番 飯生 良	6 番 斉藤 健次
7 番 佐々木秀一	8 番 海老原 健治	9 番 田久保 武士
10 番 伊藤 和彦	11 番 相原 和幸	12 番 吉野 吉雄
13 番 塩田 幸太郎	14 番 合間 正秋	15 番 三橋 久吉

会長職務代理者 飯生 正己

会 長 廣瀬 博

1. 議事録署名人 3 番 中台 孝政 4 番 木村 静子

1. 議案審議結果

上 程 3 件 承 認 3 件 不 承 認 0 件 審 議 未 了 0 件

1. 閉会時間 午前11時00分

1. 付議事項

- ・議案第45号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願について
- ・議案第46号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願について
- ・議案第47号 農地法第5条の一時転用に伴う許可申請について

- ・報告第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- ・報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

・その他

農業祭について

議 長	平成２３年第１０回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 総会に先立ちまして、農業委員の改選後、初の通常総会となります。議案内容等につきましては、皆様と慎重に審議して行きたいと思いますので宜しくお願い致します。 また、不明な点等がありましたら遠慮なくご質問ください。 １０番 伊藤和彦委員、１１番相原和幸委員より欠席の報告があり本日の出席委員は、１７名中、２名の欠席で１５名の委員が出席しています。従いまして本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」の規定により議長より指名させていただきます。 ３番 中台 孝政委員、４番 木村 静子委員、 両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。 議案に入る前に、皆様にお諮りいたします。 議案第４５号および議案第４６号は関連がありますので一括で審議したいと思いますますが、如何でしょうか？・・・ 各委員 ・・・・・・・・各委員 異議なしの声・・・・・・・・
議 長	有難うございます。 それでは、議案第４５号および議案第４６号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願い」について事務局より、議案説明を求めます。事務局、お願いいたします。
事務局	はい。それでは、議案第４５号相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願及び、議案４６号を一括でご説明致します。下記のとおり租税特別措置法７０条の６第１項の規定の適用を受けるための証明願の提出があったので、証明について審議を求めます。 農業委員会受付日 平成２３年１０月７日 申 請 日 平成２３年１０月２０日

	【被相続人】 住所 習志野市●●●丁目●●番●●号 氏名 ● ● ● ● 職業 農業 相続開始年月日 平成●●年●●月●●日 生前一括贈与有無 無 所有農地面積 ●●, ●●●m² 【相続人】 住所 習志野市●●●丁目●●番●●号 氏名 ● ● ● ● 職業 農業 生年月日 昭和●●年●●月●●日 被相続人との関係 ●● 同居・別居の別 同居 相続開始前農従事の有無 有 年間従事日数 80日間 【特例適用農地等の明細】 1. 所在地 習志野市●●●丁目●●●番● 登記地目 畑 現況地目 畑 利用実面積 ●●●m² 台帳面積 ●●●m² 備 考 市街化区域内農地 (生産緑地) 2. 所在地 習志野市●●●丁目●●●番● 登記地目 畑 現況地目 畑 利用実面積 ●●●m² 台帳面積 ●●●m² 備 考 市街化区域内農地 (生産緑地) 3. 所在地 習志野市●●●丁目●●●番 登記地目 畑 現況地目 畑 利用実面積 ●●●m² 台帳面積 ●●●m² 備 考 市街化区域内農地 (生産緑地) 4. 所在地 習志野市●●●丁目●●●番 登記地目 畑
--	--

	現況地目 畑 利用実面積 ●●●●㎡ 台帳面積 ●●●●㎡ 備 考 市街化区域内農地 (生産緑地) 合計面積 ●●●●㎡ 続きまして議案第４６号についてご説明致します。こちらに関しましては、相続人が変わります。 農業委員会受付日 平成２３年１０月７日 申 請 日 平成２３年１０月２０日 【被相続人】 住所 習志野市●●●●丁目●●番●●号 氏名 ● ● ● ● 職業 農業 相続開始年月日 平成●●年●●月●●日 生前一括贈与の有無 無 所有農地面積 ●●●●㎡ 【相続人】 住所 習志野市●●●●丁目●●番●●号 氏名 ● ● ● ● 職業 農業 生年月日 昭和●●年●●月●●日 被相続人との関係 ●● 同居・別居の別 同居 相続開始前農従事の有無 有 年間従事日数 １８０日間（妻は補助で従事日数１２０日） 特例適用農地等の明細は、議案第４５号と同じです。 次のページに土地の公図、案内図がありますのでご確認下さい。
議 長	続いて、現地調査報告を申請者と同地区の村山 龍平委員より調査報告をお願いします。
村山委員	議案第４５・４６号 相続税の納税猶予適格者証明書の証明願いについて現地報告をいたします。 調査は１０月１７日に申請者の●●●●さん立会のもと農業委員１６名と事務局２名で行いました。 農地としては委員の皆様もご覧になったことと思いますが、大変きれいに管理されています。

議 長 三代川委員	また谷津 6 丁目・7 丁目所有の土地については JR 津田沼駅南口区画整理地内にあり、その他にも市街化区域農地を所有されていますが、今回は現地調査を省略しました。 相続税の納税猶予適格者として証明することに問題はないと思います。以上で現地報告を終わります。皆様でよろしくご審議のほどお願いいたします。 村山委員、調査報告ご苦労さまでした。 同じく谷津地区の三代川委員、何か補足等がありましたら宜しく願います。 はい。とてもいい畑です。納税猶予適格者だと思います。
議 長 事務局	三代川委員、ご苦労さまでした。 他に何か、ご意見・ご質問等のある方は挙手願います。 事務局、補足説明等ありますか？・・・・・・・・ はい。相続税の関係ですので通常ですと死亡してから 10 ヶ月以内に申請を出さなければならないので、亡くなられたのが昨年●●月ということで、本来は過ぎていたのですが、今年は 3 月 11 日の災害があり期日が半年ほど伸びていますので、その関係からここで手続きをしていただければ間に合うという事です。以上です。
議 長	事務局ありがとうございます。 ご意見等も無いようでございますので、議案第 45 号および議案第 46 号の裁決に入ります。 議案第 45 号および議案第 46 号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願い」について証明書を発行することに賛成の方の同意を求めます。 ・・・・賛成の方は、挙手願います。 全員の賛成を持ちまして 議案第 45 号および議案第 46 号は、可決されました。 本日付で、証明書を発行することにいたします。 続きまして、議案第 47 号の 農地法第 5 条の一時転用に伴う許可申請について

事務局	事務局より、議案説明を求めます。 はい。議案第 47 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明致します。下記のとおり農地法施行規則第 6 条の規定による許可申請書の提出があったので、県への送付について審議を求めます。 農業委員会受付日 平成 23 年 10 月 7 日 提出年月日 平成 23 年 10 月 20 日 【申請目的】 工事期間中の資材置場（一時転用） 【譲受人（権利者）】 住 所 千葉県●●市●●●丁目●●番●●号 氏 名 ● ● ● ● 職 業 ●●●●●● 【譲渡人（共有名義者）】 住 所 習志野市●●●●●番●●号 氏 名 ● ● ● ● 職 業 ● ● 【許可を受けようとする土地】 地 番 習志野市●●●丁目●●番の一部 地 目 登記:畑 現況:畑 地 積 ●●●●㎡の内●●●●㎡ 立地基準 第 3 種農地 転用の時期 平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 4 月 30 日 申請理由 申請地の●●●丁目●●●番は●●●㎡（実測）の面積があり、その内の●●●㎡は、平成●●年●●月●●日（千葉県農地指令 第●●号の●●●）において●●●用地として転用許可を受けています。 今回、転用済み地に●●を新設し業務拡張を行うための新設する場所あるコンテナハウスや物置等を工事期間中、隣接農地の畑を一時的に使用するものです。 工期完了後は、農地に復元することを確認しています。 また、一時使用期間は平成 23 年 10 月 1 日となっており、現地調査時には資材置場として活用しており、始末書の添付を指導いたしました。 次のページの案内図で申請地をご確認ください。 現地調査日 23 年 10 月 17 日 以上です。
-----	--

議 長	続きまして、現地調査報告を飯生（良）委員よりお願いします。
飯生良委員	はい。始末書も提出していますし、特に問題はないと思います。
議 長	他にあれば、職務代理お願いします。
職務代理	はい。一時的に使用するとの事なのですが、このまま申請地が使用されるのではないかと心配があります。皆さんどのようにお考えになりますか。
佐々木委員	私も工事が終わった後はコンテナハウス等はどこに置くのかが心配でした。
事務局	現状回復をするとの事でしたが。
	農地復元誓約書がこちらにあります、その中に一時使用を完了したら
	すみやかに農地に復元することと、事業計画書の中には、期間となぜその土地が必要になったのかという事は確認してあります。すべてにおいて農地に復元
	するようにはきちんと指導し確認致します。
議 長	事務局ありがとうございました。
	他に議案第４７号について、ご意見・ご質問等がありましたら挙手願います。
	．．．．ありませんか？．．
	．．．ご意見等が無ければ、裁決に入ります。
	議案第４７号の農地法第５条の一時転用に伴う許可申請について裁決いたします。
	議案第４７号の農地法第５条の一時転用に伴う許可申請について賛成の方は、挙手願います。
	全員賛成を持ちまして議案第４７号は可決成立いたしました。
	従いまして、意見書を附して県に進達いたします。
	本日の審議案件は、これにて全て終了いたしました。
	続いて、報告第１９号および報告第２０号につきましては皆様すでに、ご覧いただいていると思いますが、何か質問などあり

	ましたら挙手願います。 なければ、以上を持ちまして、 平成２３年第１０回 総会を終了いたします。
--	--